

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務 プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

三次市教育委員会教育部
教育企画課

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務」を委託するに当たり、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等を有する設計者を公募型プロポーザルにより募集し、最適な受託候補者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務

(2) 業務場所

三次市立十日市小学校（三次市十日市中四丁目9番1号）

三次市立十日市中学校（三次市十日市中四丁目2番2号）

(3) 業務内容

別紙1「三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務特記仕様書（案）」の
とおり

※ 特記仕様書は、各種要件を記載したものであり必要とする最低限の要求事項とする。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 委託金額

委託金額の上限は、265,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

※ 前払金なし。完成払いのみとする。

(6) 設計条件等

別紙1「三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務特記仕様書（案）」、
「三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画」のとおりに

(7) 施設計画の基本条件

ア 必要諸室

- ・ 施設の検討に当たっては、「三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画」を参考に計画すること。なお、ここで示す諸室構成や面積は想定（目安）であり、変更となる可能性がある。

イ 敷地利用・配置計画

- ・ 現小学校敷地と現中学校敷地を活用して、施設一体型小中一貫校として現小学校敷地に配置する。
- ・ 現小学校敷地を横断する市道は廃止する方向で検討している。なお、その市道内には上水道が敷設してあるため、干渉等を考慮した計画とする。
- ・ 校舎は新築とする。

- ・ 小学校屋内運動場，十日市体育館，中学校柔剣道場校舎及び小学校水泳プールは，必要な改修を行ったうえで既存施設を利用する。（業務内容には含まないが，技術提案書において合わせて提案することは妨げない。）
- ・ 調理場は新校舎建設着手までに解体する予定である。
- ・ 近隣の住戸や周辺環境について，日照・採光・通風・騒音等にできる限り配慮した計画とする。

ウ 建設工事費

プロポーザルにおける想定事業費は， 5， 8 9 3， 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）程度とする。

技術提案内容を踏まえ概算工事費（消費税及び地方消費税を含む。）を様式 1 0 へ記載すること。記載に当たっては，提案内容の技術的な実現可能性や設計段階における具体的要望の反映等を考慮し，最小の投資で最大の効果を得られる経済的な提案とすること。事業費には，新築工事，外構整備，駐車場整備を含み，既存校舎の解体費用は含まない。また，提案時以降の物価上昇は考慮しない。仮校舎はつくらないものとする。

なお，受注者の責めに帰すべき事由により，三次市との協議により決定した工事費内に納まった設計図書の納品ができない場合は，損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。

3 プロポーザルの参加資格

(1) 参加に対する制限

- ア 参加表明書及び技術提案書の提出は， 1 事務所につき 1 申請とする。
- イ 参加表明書及び技術提案書の提出者は，業務の一部を協力事務所に再委託することができる。ただし，総合の分担業務分野は再委託できない。
- ウ 参加表明書及び技術提案書の提出者は，他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所として，本プロポーザルに参加することはできない。
- エ 三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会の委員又は委員が関係する建築士事務所に所属する者は，本プロポーザルに参加することはできない。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は，次の条件を全て満たしていることを要件とする。

- ア 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の規定に基づく，一級建築士事務所の登録を受けたもの
- イ 令和 7 年度・ 8 年度三次市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に記載され，「建築一般」に部門登録があるもののうち，希望業務として「意匠」を選択しているもの（三次市の入札参加資格の認定を受けていない場合は，所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を教育企画課に提出し，契約担当課（総務部財政課）において，入札参加資格認定に準じた審査を行い，資格要件に該当すると認められた場合は参加できるものとする。）

- ウ 広島県の令和5年度・6年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されているもの
- エ この公告の日から契約までの間においても、三次市の指名除外措置を受けていないもの
- オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの
- カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合にあっては、裁判所からの更生手続開始決定がされているもの
- キ 他の設計共同体の構成員や協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないもの
- ク 国税、市税等に未納がないもの
- ケ 平成16年4月1日以降に小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校で延べ床面積3,000㎡以上の校舎の新築又は全面改築工事の実施設計業務を受注し、その施工が問題なく完了している実績があるもの

(3) 配置する技術者に要求される資格

- ア 「建築設計業務等委託契約約款」第14条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該管理技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置すること。なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注）主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としします。

- ウ 上記とは別に次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各1名配置することができる。

分担業務分野	業務内容
道路	道路の計画並びに構造に関する設計

- エ 主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。
- オ 管理技術者及び総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織に所属していること。

(4) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公告の日から契約までの間においても、三次市の指名除外措置を受けていないこ

と。なお、総合の分担業務分野は再委託しないこと。

(5) 失格の条件

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類の提出方法，提出先，提出期限に適合しない場合
- イ 提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 上限金額を超えた提案を行っている場合
- カ その他提案者に求められる義務を履行しなかった場合

4 公募スケジュール

公募スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付等は三次市の休日を定める条例（平成16年三次市条例第2号）に基づく市の休日を除く9時から12時まで及び13時から17時15分までとする。（郵送の場合は、期限日の17時15分必着とする。）

項 目	日 程
(1) 公募型プロポーザル 公告	令和7年4月 1日（火）
(2) 現地調査	令和7年4月10日（木）
(3) 質問書の提出期限	令和7年4月11日（金）
(4) 質問に対する回答期限	令和7年4月18日（金）
(5) 参加表明書の提出期限	令和7年4月22日（火）
(6) 技術提案書提出者の通知	令和7年4月30日（水）
(7) 技術提案書に関する質問書の提出期限	令和7年5月 8日（木）
(8) 技術提案書に関する質問に対する回答期限	令和7年5月15日（木）
(9) 技術提案書の提出期限	令和7年6月18日（水）
(10) 技術提案書の確認（審査委員会）	令和7年7月10日（木）
(11) 技術提案書の審査（公開ヒアリング）	令和7年7月17日（木）
(12) 審査結果通知・公表	令和7年7月 下旬（予定）
(13) 契約締結	令和7年7月 下旬（予定）

5 審査機関

技術提案書の特定に係る審査は、三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会（委員は別紙2を参照）が行う。

6 審査方法

提出された、参加表明書及び技術提案書に基づき審査し、特定者及び次点者各1者を特定する。なお、技術提案書の審査については公開によるヒアリングを実施する。詳細は、「11 参加表明書の審査」及び「14 技術提案書の審査」を確認すること。

なお、技術提案書の提出に当たっては、令和6年11月に策定した「三次市立十日市小・

中学校等改築基本構想・基本計画」を踏まえたうえで、次の評価テーマに対する提案を行うこと。

評価テーマ

テーマ1 「敷地を有効に活用し、安全・安心かつ児童生徒の学習や生活の場として良好な環境を確保する学校」について

特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 徒歩や自転車での通学，自家用車や将来的なスクールバスでの通学を想定した敷地内の動線，別紙9に示す「通学路及び周辺地域に関する意見聴取・合意形成範囲」の通学動線の提案
- ・ 災害時の避難を考慮した安全・安心で機能的な敷地活用の提案
- ・ 現小学校屋内運動場・プール，現十日市体育館は改修し既存利用することから，雨天時を考慮した屋内運動場へ快適なアクセス計画や両敷地間の移動に関する課題を解決する工夫
- ・ 児童生徒や利用者等の多様性に配慮した施設・設備等の提案
- ・ 住宅地である周辺環境や景観に配慮した全体計画

テーマ2 「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間の実現」について

特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 児童生徒が学習の内容や方法，場所を選択して，主体的・対話的な学習が展開できるよう，教室だけでなく廊下のほか校舎内の空間構成や情報配置を工夫した多様な学びを可能とする空間づくり
- ・ 多様な学びに取り組めるよう，利便性や機能性等に配慮し，教育方法の変化等に柔軟に対応できる工夫
- ・ 学習の成果の発表，探究的な学びやICTの活用等，児童生徒の主体的な活動を支援する工夫や豊かな創造性を発揮できる空間の確保
- ・ 小学校と中学校のエリアをある程度区分した上で，日常的に児童生徒が様々な場面でお互いの姿が見える施設・空間づくりを重視し，小中学校の連携，円滑な接続，日常的な交流が促進される工夫

テーマ3 「地域や社会と連携・協働し、多様なつながりで共創する学校」について

特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 児童生徒及び来校者の動線とセキュリティ範囲を踏まえた上で，学校，家庭，地域等が連携・協働して取り組む，コミュニティ・スクールを推進するための機能やスペースを取り入れる工夫
- ・ 十日市中学校区内の各学校の児童生徒や教職員の交流により，小中一貫教育の充実を図るため，多目的室等の活用や十日市保育所等との異年齢交流が図れる工夫
- ・ 不登校児童生徒等が安心して過ごせる魅力ある居場所づくりや，児童生徒一人ひと

とりの多様な特性に配慮し、児童生徒が自分のペースで学び成長できる環境づくり

テーマ4 「経済的な建設手法」について

特に、次の点について提案をしてください。

- ・ 室の兼用による延べ床面積の縮小や建設工期を短縮する施設計画等の建設コストを2(7)ウに示す想定事業費より抑える方法
- ・ 維持管理業務の低減とランニングコストの抑制のための工夫
- ・ 工事施工中において、児童生徒の学習環境や学校周辺地域への影響を最小限とする施工計画の配慮や工事車両動線の計画

7 応募方法等

(1) 担当課

三次市教育委員会教育部 教育企画課
〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号
電話：0824-62-6412 F A X：0824-62-6288
電子メール：edukikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp

(2) 実施要領の交付

- ア 交付日：令和7年4月1日（火）
- イ 交付方法：実施要領、仕様書及び各様式は、三次市ホームページからダウンロードするものとする。
- 三次市ホームページアドレス <https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>

8 現地調査

現地調査可能日時は令和7年4月10日（木）13時30分から15時30分までとする。

参加希望者は、4月8日（火）の12時までに、担当課へ、事務所名、担当者氏名、参加人数、連絡先（電話、ファクシミリ番号、電子メール）を記載のうえ、電子メールにより申し込むこと（様式は自由）。必ず電話にて到着確認を行うこと。参加人数は申込状況により、制限させていただくことがある。

当日の受付場所及び現地調査可能時間については、4月9日（水）の17時までにお知らせする。なお、参加表明者でなくても現地調査に参加することは可能。

また、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止する。

現地調査可能日以外は、敷地外から見学することはできるが、施設管理者や周辺住民等へ配慮すること。

9 質問書の受付及び質問に対する回答

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）から令和7年4月11日（金）まで
- (2) 提出方法：電子メール

※ 郵送・ファクシミリ・持参等での質問は受付けないものとする。

※ 必ず電話にて到着確認を行うこと。

(3) 提出書類：質問書（様式 1）

(4) 質問に対する回答：質問に対する回答は、順次、三次市ホームページに掲載する。
なお、最終回答は令和 7 年 4 月 18 日（金）までに掲載する。

10 参加表明書の作成等

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書を担当課に提出すること。

なお、参加表明書を提出後に都合により辞退したいときは、参加表明書の提出期限までにその旨を書面（様式は自由）で提出することとし、参加表明書の提出期限後の辞退は認めないものとする。

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 22 日（火）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

ウ 提出書類

参加表明書（様式 2 から様式 6）を各 1 部（左綴じ）及び電子データ（様式 2 から様式 6：Word 及び PDF、添付資料：PDF）を CD-R に保存したもの 1 部を揃えて、提出すること。

(2) 記載上の留意事項

各様式とも 1 枚に収めること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によること。

文章の文字サイズは 8.0 ポイント以上とし、判読できるものとする。

ア 様式 2（参加表明書）

提出者及び作成者を記載すること。また、提出者としての資格要件等を満たしている場合は、□にチェックを記載すること。

イ 様式 3（提出者の経歴書）

提出者について、次のとおり記載すること。

① 名称

提出者の名称を記載すること。

② 提出者の業務の実績（提出資格項目）

提出者の平成 16 年 4 月 1 日以降の業務で公告日までに業務完了している実施設計実績を、1 件記載すること。

③ 提出者の業務の実績（評価項目）

平成 26 年 4 月 1 日以降の業務で公告日までに業務完了している実施設計実績を、1 件記載すること。

ウ 様式 4（管理技術者の経歴書）

管理技術者について、次のとおり記載すること。

① 氏名

技術者の氏名を記載すること。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載すること。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出すること。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成26年4月1日以降の業務で公告日までに業務完了している実施設計実績を、1件記載すること。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を（ ）書きすること。

⑤ 継続教育（CPD）

継続教育（CPD）に係る時間を取得している場合は、前年度（4月1日～翌3月31日）における認定時間を記載し、「建築CPD運営会議」が証明する写しを添付すること。

エ 様式5-1, 5-2, 5-3, 5-4, 5-5（主任担当技術者の経歴書）

主任担当技術者別に、様式4と同様に記載すること。

「③ 保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士、 技術士（業務に係るものに限る※1）
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	一級建築士、建築設備士、 技術士（業務に係るものに限る※2）
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士
道路	技術士（業務に係るものに限る※3）

	RCCM（専門技術部門のうち道路に合格したものに限る）
--	-----------------------------

- ※1 分担業務分野の電気に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を電気・電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気・電子部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。
- ※2 分担業務分野の機械に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門（「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門又は衛生工学部門に係るものとするものに限る）に合格したものに限る。
- ※3 分担業務分野の土木に係る技術士については、第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を道路とするものに限る）に合格したものに限る。

オ 様式6（協力事務所一覧表）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入すること。

11 参加表明書の審査（技術提案書の提出者を選定）

(1) 参加表明書の審査

提出された参加表明書等について審査を行う。採点は、下記「(2)」により事務局で行う。

(2) 評価要領及び参加表明書の評価基準

評価要領（別紙3）及び参加表明書の評価基準（別紙4）のとおり。

(3) 技術提案書の提出者の選定数

上記「(1), (2)」により、得点の高い順に6者を選定する。同点の場合は、提出者（設計事務所）の経歴書（様式3）記載の延べ床面積が多いものを選定する。なお、参加表明書の提出者が6者未満の場合は、提出者数を選定数の上限とする。

(4) 選定通知

技術提案書の提出者として選定された者に対しては、その旨を電子メールにより通知する（令和7年4月30日送信予定）。

(5) 非選定通知

技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨及びその理由を電子メールにより通知する（令和7年4月30日送信予定）。なお、審査に対する異議申し立てはできないものとする。

12 技術提案書に関する質問書の受付及び質問に対する回答

(1) 受付期間：令和7年4月30日（水）から令和7年5月8日（木）まで

(2) 提出方法：電子メール

※ 郵送・ファクシミリ・持参等での質問は受け付けないものとする。

※ 必ず電話にて到着確認を行うこと。

(3) 提出書類：質問書（様式7）

(4) 質問に対する回答：質問に対する回答は、順次、三次市ホームページに掲載する。

なお、最終回答は令和7年5月15日（木）までに掲載する。

13 技術提案書の作成等

(1) 技術提案書の提出

技術提案書の提出者として選定された者は、技術提案書を担当課に提出すること。

ア 受付期間

令和7年5月15日（木）から令和7年6月18日（水）まで

イ 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

ウ 提出書類

技術提案書（様式8）は1部、技術提案書（様式9、様式10）は25部（カラー使用可）、技術提案書（様式10、A2拡大版）を1部（カラー使用可）、本業務の参考見積書、及び電子データ（様式8及び様式9：Word及びPDF、様式10：PDF、参考見積書：PDF）をCD-Rに保存したものの1部を揃えて、提出すること。

なお、技術提案書（様式9、様式10）には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないこと。

また、技術提案書（様式9、様式10）の各1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの24部及び全ての面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないこと。

(2) 記載上の留意事項

計画する敷地は別紙9に示す範囲とする。

各様式とも1枚（様式10は2枚以内）に収めること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によること。

文章の文字サイズは8.0ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとする。

様式9及び様式10の作成に当たっては、基本的考え方を文章で簡潔に記載することを原則とするが、文章を補完するための最小限のイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認める。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入すること。）

なお、様式10の作成に当たっては、提案内容を具体的に表現するためのスケッチ等を、規定する範囲（300平方センチメートル以内の大きさで位置は任意）1箇所に限って記載することを認める。（別紙3を参照すること。）

提出書類について、実施要領及び別紙の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。（別紙3を参照すること。）

ア 様式8（技術提案書）

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

イ 様式9（業務実施方針及び手法）

業務の実施方針、取組体制、コスト管理に関する工夫及び関係者を対象とした、意見聴取や合意形成に向けた取組体制（様式10に記載する内容を除く。）等を簡潔に記

述すること。特に、今後設置を予定している、学校関係者や住民をはじめとする関係者との（仮称）検討委員会での、関係者の意見聴取・合意形成支援業務への取組方針、設計スキーム等について記載すること。

なお、技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。

ウ 様式 10（評価テーマに対する提案）

カラー使用可とし、評価テーマについて、A 3 用紙 2 枚以内片面（横使い）にまとめること。

「6 審査方法」の 4 つの評価テーマに対する技術提案を記述すること。

なお、概算工事費（消費税込み）は、必ず、記載すること。

14 技術提案書の審査

三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会で公開によるヒアリングを実施した上、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者 1 名、次点者 1 名を特定する。

(1) ヒアリングの実施

令和 7 年 7 月 17 日（木）

ヒアリングは技術提案書のプレゼンテーション及び質疑応答により行う。なお、ヒアリングは公開で行う。

ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出者に別途連絡する。

なお、ヒアリング会場において、様式 10（A 2 拡大版）を掲示し、公表する予定。

(2) 審査の評価基準等

評価要領（別紙 3）及び技術提案書の評価基準（別紙 5）のとおり。

(3) 特定結果の公表

令和 7 年 7 月下旬

なお、特定結果（特定された提出者名等）及び技術提案書の一部（様式 10）は、三次市ホームページに掲載するなど、公表することとしている。

(4) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、三次市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に書面によって行う。

エ 非特定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は次のとおり。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9 時から 17 時 15 分まで（休日を除く。）

15 契約書作成の要否等

本業務の契約は、三次市と設計者の２者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとする。契約書（案）及び特記仕様書（案）は別紙８、別紙１のとおり。

16 その他の留意事項

- (1) 本業務の受託者は、基本設計が終了した時点で当該設計に係る工事監理業務に関する見積書を提出すること。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (6) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 三次市は、本プロポーザルについて、公表（ホームページ等）や技術提案書等の展示などを予定している。特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の三次市ホームページ等への掲載を承諾しない場合には、その旨を技術提案書（様式８）に明記すること。
- (8) 提出された技術提案書の一部（様式１０）は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべて三次市ホームページ等に掲載することとしている。
- (9) 参加表明書及び技術提案書の提出は、１事務所につき１申請とする。
- (10) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であることの発注者の了解を得なければならない。
- (11) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがある。
- (12) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (13) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請負うことはできない。
- (14) 三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できない。
- (15) 技術提案書（様式１０）の作成に当たっては、「２業務概要」、評価テーマを参考とすること。なお、各提案書における設計方針との整合性については、評価に際し考慮されるが、失格要件ではない。また、提案する小・中学校を建設するための概算工事費を必ず記載すること。
- (16) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、三次市立十日市小・中学校改築工事基本・実施設計業

務プロポーザル審査委員会の委員に接触することを禁止する。

- (17) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (18) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本プロポーザルの日程及び内容が変更又は中止となる場合がある。この場合、参加者に対して三次市は一切の責任を負わないものとする。
- (19) 提出者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領及び添付資料に記載の内容について承諾したものとし、「14 技術提案書の審査 (4) イ」以外の審査方法や審査結果等に対する異議申し立て等は受け付けない。
- (20) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、10万円を支払うものとする。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除く。
- (21) 現小学校敷地内を横断する市道は、安全面やセキュリティを考慮して廃止する方向で検討しているが、その市道内にある上水道本管は残置する予定であるため、上水道本管のメンテナンスが可能な提案とすること。移設が必要な場合は移設に係る費用を考慮すること。
- (22) 小学校屋内運動場の改修工事は新校舎建設工事の着手までに終える予定であり、十日市体育館は令和9年度に改修工事を実施する予定である。